解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月六日

鹿児島市西谷山四丁目一八番一号

有限会社上之園設備

清算人　髙井真由美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月六日

鹿児島県霧島市牧園町高千穂三九五七番地

有限会社寺田商店

清算人　尾辻　明美

解散公告

当社は、令和八年三月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月六日

沖縄県那覇市泉崎一丁目一一番一号あらかきビル四―Ｂ　株式会社グリーンセル沖縄

代表清算人　砂川　満邦

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年六月一日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月六日

福井県福井市手寄一丁目一二番八号

宗教法人教法寺

清算人　藤原　行順

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年一月十五日建物に専有部分がなくなったことにより解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月六日

三重県桑名市桑栄町二番地

桑栄ビル管理組合法人

清算人　水谷新左衛門

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月九日責任役員の定数の全員の議決により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月六日

滋賀県米原市志賀谷一四八一番地

宗教法人梅林庵

清算人　木船　法円

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年五月三十一日開催の理事会及び評議員会の議決により令和八年二月六日奈良県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月六日

奈良県天理市三島町七〇番地

学校法人天理教校学園

代表清算人　久保　善平

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月三十日開催の社員総会の決議並びに岡山県知事の認可により、令和八年三月九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月六日

岡山県倉敷市黒崎五六八番地五

医療法人おがた耳鼻咽喉科クリニック

清算人　小形　哲也

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月六日福岡県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月六日

福岡県太宰府市通古賀六丁目二番六号

医療法人津田内科医院

清算人　津田　勝哉

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月九日開催の社員総会決議並びに福岡県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内に申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月六日

北九州市八幡西区的場町二三番一二号

医療法人アラサワ歯科医院

清算人　荒澤　耕治

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年三月十一日福岡県知事認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月六日

福岡県糸島市泊一二一六番地二

糸島市泊土地区画整理組合

代表清算人　田中　幸成

解散公告（第二回）

当法人は、責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月六日

大分県佐伯市葛港八番三八号

宗教法人西光院

代表清算人　吉良　瑞蕉

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月二十五日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月六日

山梨県甲斐市打返四〇〇番地

宗教法人春日神社

清算人　弁護士　市川　智彦

連絡先　山梨県甲府市中央一丁目八番六号　今井ビル三階丸山公夫法律事務所

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年十月五日開催の第一三三回臨時組合会で決議し令和八年三月三十一日三重県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月三十一日）の翌日から六箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月六日

三重県津市栄町一丁目八四〇番地

三岐薬剤師国民健康保険組合

代表清算人　杉本　守之

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月八日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和八年三月二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月六日

兵庫県姫路市白浜町字北浜丙四九二番一一

医療法人社団大村内科

清算人　常村　陽子

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月三日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月六日

岡山県岡山市北区建部町福渡四一九番地の三

医療法人ヒゴヤ内科医院

清算人　近藤　洋一